

環境の杜ふれあい公園条例の制定について

環境の杜ふれあい公園条例を別紙のように制定する。

令和2年2月7日提出

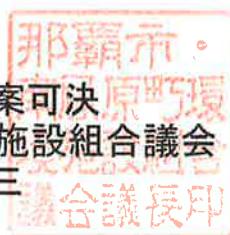
那覇市・南風原町環境施設組合

管理者 城間幹子

(提案理由)

那覇・南風原クリーンセンターの設置に係る地域還元施設として整備している環境の杜ふれあい公園について、施設の一部が供用可能となることから、この案を提出する。

令和2年2月7日 原案可決
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 喜舎場 盛三



環境の杜ふれあい公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、公園の設置及び管理につき必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 那覇・南風原クリーンセンターの設置に係る地域還元施設として、自然にふれあい、学び遊べる環境学習の場とするため、環境の杜ふれあい公園（以下「公園」という。）を設置する。

(位置)

第3条 公園の位置は、島尻郡南風原町字新川605番地1とする。

(行為の制限)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) その他管理者が必要と認めること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則に定めるところにより申請書を管理者に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を管理者に提出してその許可を受けなければならぬ。

(有料公園施設)

第5条 有料公園施設（那覇市・南風原町環境施設組合の管理する公園施設のうち、有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2 有料公園施設を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

(使用料及び占用料)

第6条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第4条第1項、同条第3項又は前条第2項の許可を受けた者の使用料及び占用料は、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。

- 2 前項の使用料及び占用料は、許可の際、納付しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合に限り、これを使用後に納付することができる。
- 3 公益上その他特別の事情があると認められるときは、管理者は、使用料及び占用料の全部又は一部を免除することができる。
- 4 既納の使用料及び占用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によって使用することができなくなったときその他管理者が必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(監督処分)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定により許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定により許可を受けた者
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要性が生じた場合
 - (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(届出)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。

- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

(公園の設置及び管理並びに雑則及び罰則)

第10条 公園の設置及び管理並びに雑則及び罰則その他公園の利用に関する必要な事項については、この条例に定めるもののほか、南風原町都市公園条例（平成2年条例第16号）の規定の例による。この場合において、同条例中「町」とあるのは「組合」と、「町長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

有料公園施設	芝広場
--------	-----

別表第2（第6条関係）

(単位：円)

区分		単位	使用料及び占用料
行為をする場合	行商、募金その他これに類する行為	1日	500
	業として写真を撮影するもの	1日（写真機1台）	500
	業として映画を撮影するもの	1日（1件）	2,000
	興行、出店その他これに類する営業行為	1日 1平方メートル	50
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する行為をする場合	1日 1平方メートル	2
公園を占用する場合	電柱、支柱、支線及び標識その他これに類するもの	1月 1本	40
	水道管、下水道	外径0.2m未満のもの 外径0.2~0.4m未満のもの	62
			120
	ガス管	外径0.4~1.0m未満のもの 外径1.0m以上のもの	310
			620
	地下埋設物等		
	天体、気象又は土地観測施設	1月 1平方メートル	40
	詰所用建物その他工事用施設	1月 1平方メートル	100
	工事用板囲、足場及び材料置場	1月 1平方メートル	100

	その他の占用	1月 1平方メートル	50
--	--------	------------	----

別表第3（第6条関係）

芝広場

（単位：円）

使用者	単位	使用料	
		那覇市内又は南風原町内の者	左記以外の者
小・中・高校生	1面	1時間	250 500
大学生・一般	1面	1時間	500 1,000

1) 延長1時間未満は、1時間として取り扱うものとする。